

社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会 注記

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による。

⑥リース会計

引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職金積立金による退職金 6名

5. 法人が作成する財務諸表等の拠点区分、サービス区分

当該法人の作成する財務諸表は以下のとおりとなっている。

①法人全体の財務諸表（第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式）

②事業区分別内訳表（第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式）

③拠点区分別内訳表（第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式）

④各拠点区分におけるサービス区分の内容

社会福祉事業

収益事業

6. 法人が作成する財務諸表などと拠点区分サービス区分
事業区分

No.	事業区分
1	社会福祉事業
2	収益事業

社会福祉事業区分及びサービス区分

No.	拠点区分	サービス区分
1	法人運営事業	法人運営事業
		地域福祉活動推進事業
		ボランティア活動支援事業
		ボランティア活動推進事業
		在宅福祉サービス事業
		心配ごと相談事業
		屋内多目的施設すぱーく岡垣運営事業
2	共同募金配分金事業	共同募金配分金事業
		歳末たすけあい配分金事業
3	居宅介護等事業	訪問介護事業
		居宅介護支援事業
4	障害福祉サービス事業	居宅介護等事業
		移動支援事業
5	いこいの里受託運営事業	
6	介護予防受託運営事業	
7	生活福祉資金貸付事業	
8	給食サービス運営事業	
9	生活支援体制整備受託運営事業	
10	地域人材育成講座受託運営事業	

収益事業拠点区分及びサービス区分

No.	拠点区分	サービス区分
1	売店運営事業	
2	岡垣パーキング受託運営事業	

7. 基本財産の増減の内容及び金額

単位：円

基本財産	期首帳簿価額	当期増減額	当期減少額	期末帳簿価額
特定預金	1,000,000	0	0	1,000,000
屋内多目的施設 すぱーく岡垣	86,114,664	0	4,738,646	81,376,018
クラブハウス	15,316,458	0	842,822	14,473,636

8. 会計基準第3章第4条(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

国庫補助金等特別積立金取り崩し 5,482,241 円

9. 担保に供している資産

該当なし

10. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	229,690,000	133,840,346	95,849,654
車輛運搬具	14,739,970	13,748,738	991,232
器具及び備品	5,005,299	4,961,019	44,280
合計	249,435,269	152,550,103	96,885,166

11. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

12. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

13. 関連当事者との取引の内容

該当なし

14. 重要な偶発債務

該当なし

15. 重要な後発事象

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

法人運営事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職金積立金による退職金 4名

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①法人運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

ア 法人運営事業

イ 地域福祉活動推進事業

ウ ボランティア活動支援事業

エ ボランティア活動推進事業

- オ 在宅福祉サービス事業
- カ 心配ごと相談事業
- ク 屋内多目的施設すぱーく岡垣運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

単位：円

基本財産	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
特定預金	1,000,000	0	0	1,000,000
屋内多目的施設すぱーく岡垣	86,114,664	0	4,738,646	81,376,018
クラブハウス	15,316,458	0	842,822	14,473,636
合計	102,431,122	0	5,581,468	96,849,654

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

国庫補助金等特別積立金の取り崩し 5,413,478 円

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	229,690,000	133,840,346	95,849,654
車輛運搬具	13,290,346	12,299,116	991,230
器具及び備品	2,610,579	2,586,112	24,467
合計	245,590,925	148,725,574	96,865,351

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純

資産も状況を明らかにするために必要な事項
該当なし

共同募金配分金事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①共同募金配分金事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

ア 共同募金配分金事業

イ 歳末たすけあい配分事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	166,005	166,004	1
合計	166,005	166,004	1

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

居宅介護等事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

退職金積立金による退職金 2名

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①居宅介護等事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

ア 訪問介護事業

イ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	1,449,624	1,449,622	2
器具及び備品	627,795	627,791	4
合計	2,077,419	2,077,413	6

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

障害福祉サービス事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①障害福祉サービス事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

ア 居宅介護等事業

イ 移動支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し
該当なし
7. 担保に供している資産
該当なし
8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
該当なし
9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 関連当事者との取引の内容
該当なし
12. 重要な偶発債務
該当なし
13. 重要な後発事象
該当なし
14. その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項
該当なし

いこいの里受託運営事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①いこいの里受託運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

介護予防受託運営事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①介護予防受託運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

生活福祉資金貸付事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①生活福祉資金貸付事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	813,420	793,613	19,807
合計	813,420	793,613	19,807

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純

資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

給食サービス運営事業拠点区分（社会福祉事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①給食サービス運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①給食サービス運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①給食サービス運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

売店運営事業拠点区分（収益事業） 注記

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①売店運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	787,500	787,499	1
合計	787,500	787,499	1

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし

1. 重要な会計方針

会計処理の基準は、法令及び定款並びに社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会経理規程に定めるもののほか、社会福祉法人会計基準による。

①固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの

残存価額を取得価額の10%とした定額法。耐用年数到来後も使用する場合は、備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

平成19年4月1日以降に取得したもの

残存価額0円とした定額法。減価償却累計額が当該資産の取得額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するまで償却する。

②貯蔵品の評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法による評価

③有価証券は、総平均法に基づく原価法による評価

④退職給与引当金の計上基準

職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上

⑤消費税

消費税等の会計処理は、税込方式による

⑥リース会計

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用

⑦税効果会計

法人税、法人住民税及び事業税については、税効果会計を適用

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する財務諸表等とサービス区分

拠点区分において作成する財務諸表等は、以下のとおりになっている。

①岡垣パーキング運営事業拠点区分財務諸表（第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式）

②拠点区分事業活動明細書（会計基準・別表4）

③拠点区分資金収支明細書（会計基準・別表3）

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 会計基準第3章第4（4）及び（6）の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取り崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14 その他社会福祉法人の資金及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産も状況を明らかにするために必要な事項

該当なし